

相続が発生した！

相続発生後編_2 —相続放棄②—

2024.4.4

小川FP・行政書士事務所
あいちライフサイクルマネー
小川 佳宏

相続放棄の手続

相続放棄の手続は何となく理解したわ。
複雑な場合は司法書士さんとか専門家に頼めばいいのよね。



まあ、そうだけど。お宅は何か心配ごとあるの？

特段ないけど、生前贈与をたくさんもらってれば放棄もありよね。

まあ、そうね。相続人が個別に判断するので強制は勿論できないわよ。

ところで、紛らわしいなあと思っていたのは、「相続分放棄」とか、「遺産放棄」
「財産放棄」とかという言葉もあるわよね。意味が違うの？

結論から言うと違うわ。「相続分の放棄」は、遺産分割までの間、いつでもできるし裁判所に手続も不要で形式も特にないので、遺産分割協議書で相続しないことを記載して自署、捺印するのが簡単ね。

相続放棄の手続

で、他の違いは何？



「相続分の放棄」では、相続人であることには変わりがないので、もし、ご主人に借金があれば、その債権者から支払うように請求されても断わることができないの（対抗できない）。

ふうん、一字違いでも大きな違いね。でも、うちのお父さん、借金はないようだけど、私は「相続放棄」も「相続分の放棄」もしないわよ。だって、生活があるから。



そうね、貴方はそれがいいかも。「相続放棄」は3か月以内にしなければいけないことは理解したと思うけど、4か月以内の手続もあるのよ。所得税の準確定申告ってやつ。

何それ。相続税以外も何か手続があるの？



そうね。税務申告になるのでこれは税理士に聞くに限るわね。



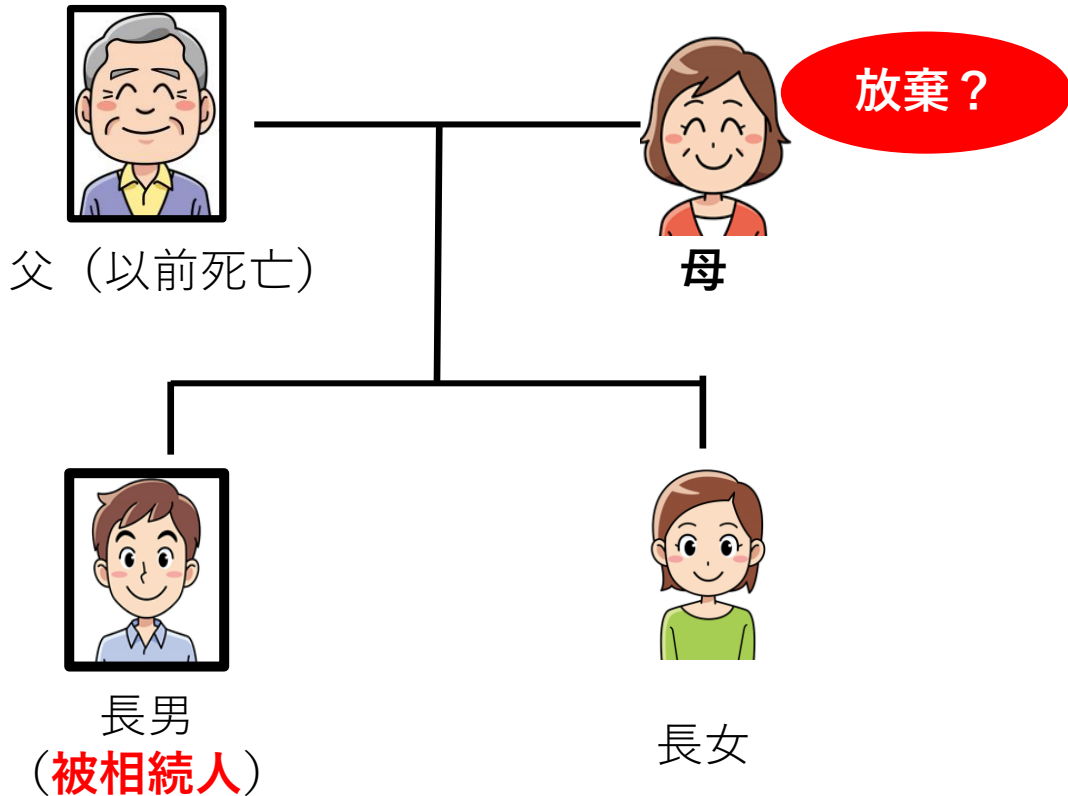
本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 相続放棄する理由は債務を承継したくない以外にも理由があります。合理的に判断しましょう。
- ✓ 例えば、相続順位を次に進ませたい、十分な生前贈与を受けていた場合、遺留分の侵害額請求を受けたくない場合、遺産分割協議に参加したくない場合など。
- ✓ 裁判所にする「相続放棄」と「相続分の放棄」とは意味が違います。借金を相続したくない場合は、「相続放棄」が必要です。

相続放棄をするケース①

債務を免除する目的以外に相続放棄を検討できます。

相続順位を次に進ませたい場合



母が長男の相続放棄をしない場合

長男 ⇒ 母 ⇒ 長女
長男相続時 母相続時

母が放棄する場合

長男相続時： 長男 ⇒ 長女（2割加算）
母相続時： 母 ⇒ 長女

- ・そもそも母が長男の財産を相続する必要があるかどうか検討しましょう。
- ・母が相続放棄することで、相続税、不動産の登録免許税等を節税することができます。

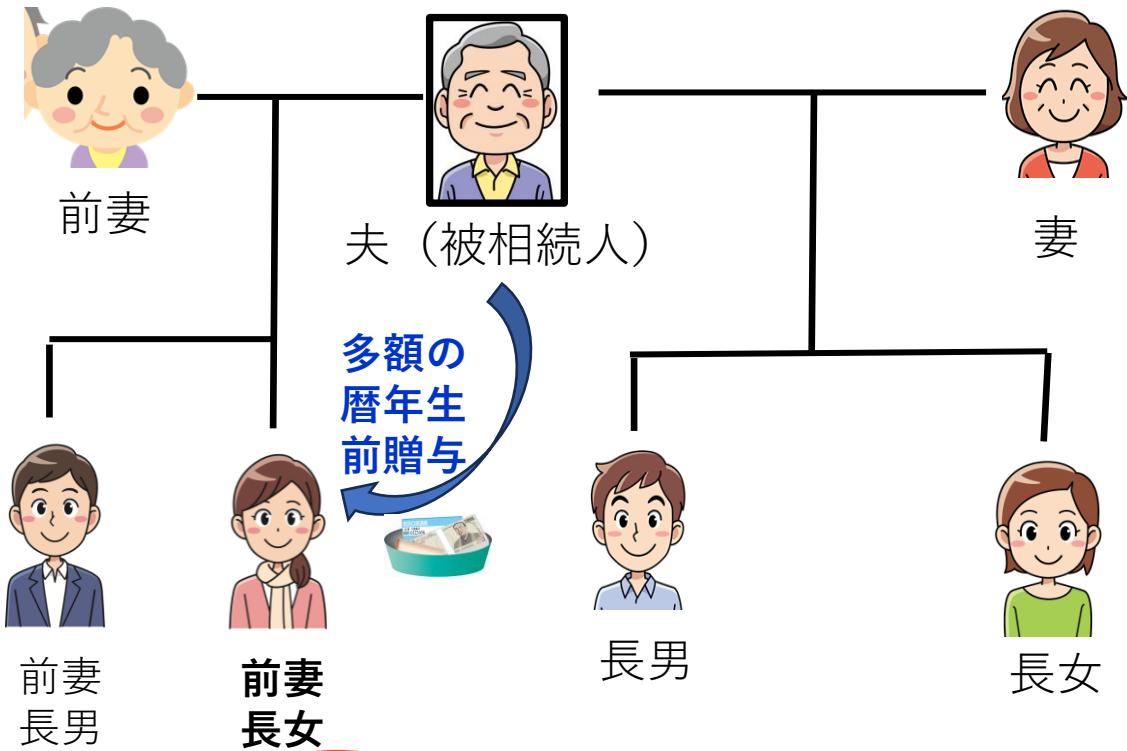


母の相続放棄も合理的判断です

相続放棄をするケース②

生前贈与を受けていた場合、3年以内加算を避けたい場合、放棄も合理的な選択肢になります。

十分な生前贈与を受けていた場合



前妻長女が相続を放棄しない場合

- ・ 3年（今後7年へ）以内の生前贈与は相続財産に**加算**されます。
- ・ 前妻長女は後妻の長男長女へ**開示**しなければいけない
- ・ 相続財産が増えるので相続税が全体として**増える**

前妻長女が相続を放棄する場合（遺贈も受けないこと）

- ・ 3年（今後7年へ）以内の生前贈与は相続財産に**加算**されません。
- ・ 前妻長女は後妻の長男長女へ**開示**しなくてもよくなります。
- ・ 相続財産が減るので相続税が全体として**減ります**。

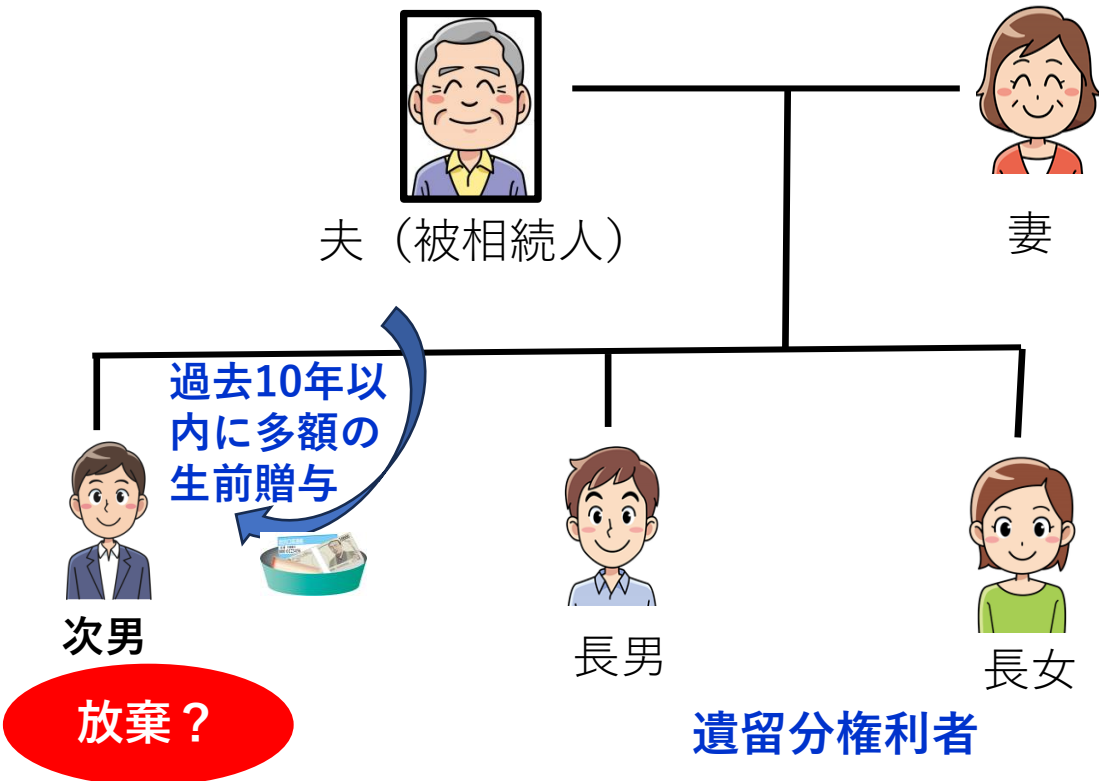


前妻長女の相続放棄も合理的判断です

相続放棄をするケース③

相続放棄し相続人以外になることにより、過去の贈与（特別受益）を遺留分の算定基礎に含めないようにすることができます。

遺留分の侵害額請求を受けたくない場合



次男が相続を放棄しない場合 ⇒ 相続人のまま

- ・次男は相続放棄しないと、相続人への特別受益は10年間、遺留分の算定基礎に含まれます。
- ・長男や長女の相続分が遺留分侵害していれば、次男に対して遺留分の侵害額請求をされます。

次男が相続を放棄する場合 ⇒ 相続人以外になる

- ・相続放棄すれば1年超10年以内の贈与は遺留分算定の基礎に含まれません。（1年以内は含まれます）
- ・次男はその期間分は遺留分の侵害額請求を受けずに済む。

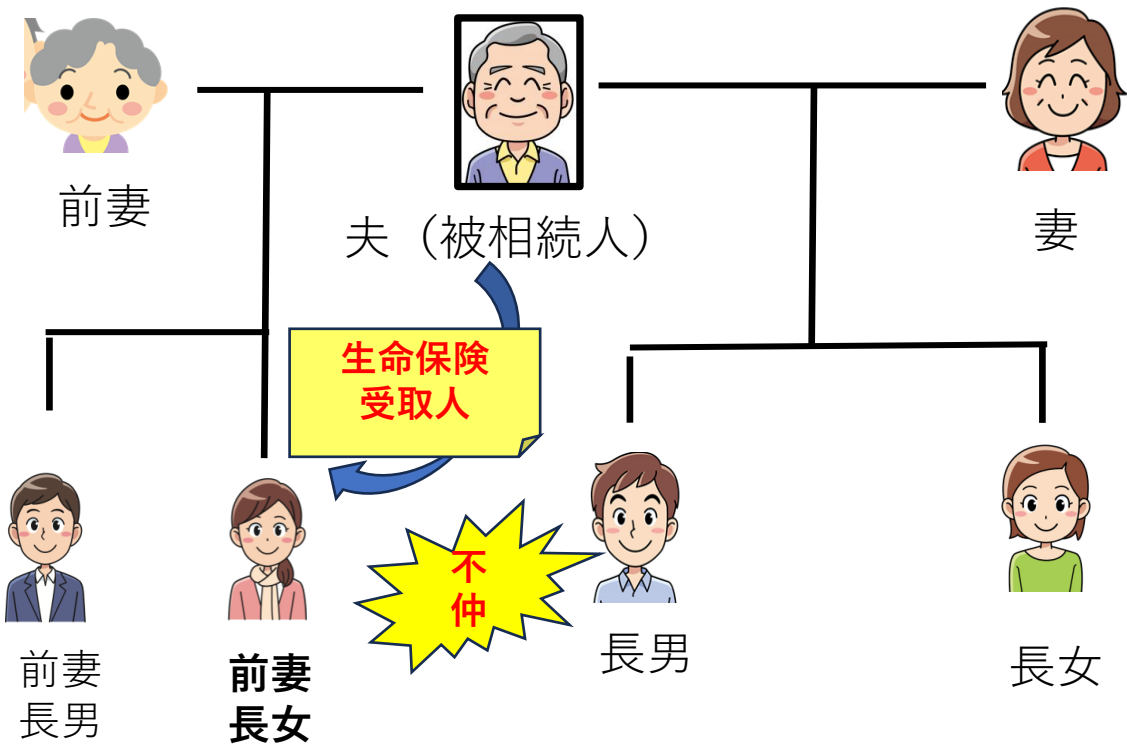


次男の相続放棄も合理的な判断です

相続放棄をするケース④

相続放棄して相続人以外になると分割協議に参加は不要ですが、
生命保険金の受取人になっている場合は、非課税枠が利用できません。

遺産分割協議に参加したくない場合



前妻長女が相続を放棄しない場合 ⇒ 相続人のまま

- ・当然、相続人なので、遺産分割協議に参加しなければなりません。
- ・仲が悪い後妻の異母兄弟と顔を合わせることになります。
- ・前妻長女への生命保険金もみなし相続財産になります。
- ・**生命保険の非課税控除が受けられません。**

前妻長女が相続を放棄する場合 ⇒ 相続人以外

- ・相続人以外なので、遺産分割協議に参加する必要はありません。
- ・仲が悪い後妻の異母兄弟と顔を合わせる必要もありません。
- ・相続放棄をしても生命保険金は受取人の固有財産のため受け取れますが、みなし相続財産になります。
- ・**放棄すれば生命保険の非課税控除は受けられません。**

放棄?

・生命保険の税金分は支払うので結局、顔をあわすことになるが。。。

相続放棄と相続分の放棄の違い

相続放棄と相続分の放棄は全く異なるものです。借金がある場合は相続放棄をする方が安心です。

	相続放棄	相続分の放棄(遺産放棄、財産放棄)
方法	家庭裁判所に 相続放棄の申述 をして受理をしてもらいます	方式はなく、相続分を放棄する相続人による他の相続人への意思表示をします (遺産分割協議書 など)
効果	はじめから相続人でないので、資産、負債も一切引き継がないので、 債権者に対抗できます	相続分を放棄しても、相続人でなかったことにはなりません。負債については法定相続分に対する負債を相続しているので、 債権者に対抗できません
期限	相続開始を知ってから3か月以内に申述が必要です	期限はありません
相続手続	家庭裁判所より、「 相続放棄の受理通知書 」又は「 受理証明書 」で示します	「 遺産分割協議書 」 + 「 相続分の無きことの証明書 」でしめします
相続分の計算	放棄した相続人が最初から相続人でないものとしての法定割合によります	相続分を放棄した相続人の相続分を他の相続分で法定割合で分けます

4か月以内にすること ～準確定申告～

相続の開始を知った日の翌日から4か月以内に、納付税額がある場合に対象になります。
必要であれば税理士に依頼しましょう。

確定申告

1月1日

12月31日

2月16日

3月15日

準確定申告

相続があったことを知った日の翌日

葬式、49日、資料収集、計算、申告等と
短い期間に注意！

4か月

- ・ 給与所得や年金から十分に源泉徴収されていれば不要かもしれない。
- ・ アパート経営で不動産所得や事業所得がある人、配当控除を申告したい人、株式の売買を一般口座でやっている人、ふるさと納税をたくさんしている人等、準定申告が必要な人が多いでしょう。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー